

家畜共済のご加入にあたって (重要事項説明書)

この説明書は、家畜共済のご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項（契約概要、注意喚起情報）をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入申込みいただきますようお願いいたします。

1. 「契約概要」の項目

以下、重要な事項のうち家畜共済の仕組みの内容をご理解いただくために必要な情報を記載しています。

(1) 共済の仕組み（家畜共済の仕組み）

農業共済制度は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、当組合と国が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

家畜共済は、牛・馬・豚を加入の対象とし、死亡廃用共済では加入家畜が死亡及び廃用となったときに死廃共済金を支払います。疾病傷害共済では疾病及び傷害の診療費のうち9割を病傷共済金として支払います。

ア 加入の単位（家畜区分）と対象家畜

死亡廃用共済 共済掛金期間（責任期間）中の飼養予定（年間計画）で加入します。

【包括共済】 共済目的の種類	家 畜 区 分
牛	搾乳牛……………満 24 月齢以上（共済掛金期間中の予定を含む）の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの。 育成乳牛……………満 24 月齢未満の乳牛の雌であって共済掛金期間中に満4月齢となる予定（子牛選択なし）のもの。 育成乳牛……………上記「子牛選択なし」に加え、共済掛金期間中に出生予定で雌となるもの（子牛選択あり）（胎児のうち乳牛となるもの。原則出生予定の2分の1を雌牛とし、産み分けは加味する）。 繁殖用雌牛……………満 24 月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの。 育成・肥育牛……………搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛であって共済掛金期間中に出生後第4月の末日を超えて飼養する予定のもの。 育成・肥育牛……………上記「子牛選択なし」に加え、共済掛金期間中に出生予定で育成・肥育牛として飼養する予定のもの（胎児のうち乳牛でないもの。出生後第4月の末日前に譲渡するものを含む）。
馬	繁殖用雌馬……………満 36 月齢以上（予定含む）の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの。 育成・肥育馬……………繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬。
豚	種豚……………出生後第5月の月の末日（予定含む）を経過した豚であって繁殖の用に供されるもの。 特定肉豚……………農家単位に年間一括で引受けるもの。（出生後第 20 日又は、離乳した日から種豚になるまでの肉豚、期間は 1 年間） 群単位肉豚……………飼養群を単位として引受けるもの。（出生後第 20 日又は、離乳した日から 8 月の末日までの肉豚）

【個別共済】 共済目的の種類	家 畜 区 分
牛	乳用種雄牛…… 家畜改良増殖法の規定による「種畜証明書」の交付を受けているもの。 肉用種雄牛…… 同上
馬	種雄馬…………… 同上

疾病傷害共済 加入時（期首）飼養家畜で加入します。

【包括共済】 共済目的の種類	家 畜 区 分
牛	乳用牛…………… 乳牛の雌（満4月齢を経過したもの）。 （子牛選択なし） 乳用牛…………… 乳牛の雌（上記「子牛選択なし」に加え、期首に出生しているもの）。 （子牛選択あり） 肉用牛…………… 乳用牛及び種雄牛以外の牛（出生後第4月の末日を超えているもの）。 （子牛選択なし） 肉用牛…………… 乳用牛及び種雄牛以外の牛（上記に加え、期首に出生しているもの）。 （子牛選択あり）
馬	一般馬…………… 繁殖用雌馬及び育成・肥育馬。
豚	種豚…………… 出生後第5月の月の末日を経過した豚であって繁殖の用に供されるもの。

【個別共済】 共済目的の種類	家 畜 区 分
牛	乳用種雄牛…… 家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。 肉用種雄牛…… 家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。
馬	種雄馬…………… 家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。

※牛胎児の疾病傷害共済について…… 加入は出来ません。出生後の加入となり、必要に応じて補償額を増額します。

イ 加入のしかた

家畜共済の共済関係は次に掲げる「包括共済」と「個別共済」の2種類があり、さらに各共済に死亡廃用共済、疾病傷害共済があります。それぞれの加入について農家が選択して農業共済組合に申し込みします。

（ア）包括共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済ともに農家ごと「包括共済家畜区分」の別に全頭加入を原則とし、子牛を共済目的とする申出があった場合、死亡廃用共済については子牛及び胎児、疾病傷害共済については子牛を共済目的とします。

なお、肉豚については離乳又は導入日を同じくする飼養群ごとに全群加入する群単位引受方式と、飼養する特定包括共済農家を農家単位に年間一括で引受する農家単位引受方式があります。

（イ）個別共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済ともに乳用種雄牛・肉用種雄牛・種雄馬 1 頭ごとの加入とします。

ウ 加入申込と共済関係（契約）の成立

家畜共済加入申込書に必要事項を記入・押印して組合に加入の申込みを行い、組合がその申込みを承諾したときに共済関係（契約）が成立します。

なお、新規の引受にあたっては、獣医師が健康診断を行い、個別共済については次の(ア)(イ)(オ)のいずれかに該当する場合、包括共済については(ア)(エ)(カ)に該当する場合、若しくは(イ)(ウ)(オ)に該当する家畜の割合が多く、包括共済関係を成立させると他の組合員との間に衡平を欠くおそれがある場合は加入することができませんので、ご留意願います。

(ア) トレサビリティ等の情報を受けられないもの。

(イ) 発育不全、衰弱、奇形、不具または悪癖の著しいもの。

(ウ) 疾病にかかり、または傷害を受けているもの。

(エ) 通常の飼養管理または供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、もしくは供用され、またはその恐れがあるもの。

(オ) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬または6歳を超える種豚。

(カ) 飼育する家畜の頭数の確認が困難なもの。

(2) 補償の内容（共済事故）

ア 死亡廃用共済の共済事故（共済金の支払対象となる事故）

(ア) 死亡事故：成牛、子牛等、馬及び種豚の死亡いう。ただし、次の場合を除きます。

普通と殺による死亡及び、家畜伝染病予防法第58条第1項（第4号に係る部分に限る）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く死亡事故。※患畜、疑似患畜として殺処分された家畜の手当金。

(イ) 廃用事故（廃用と殺等）

【1号廃用】 疾病又は不慮の傷害（3号廃用に掲げる疾病・傷害を除く。）によって死にひんしたとき。

【2号廃用】 不慮の災厄によって家畜それ自体の病傷の有無にかかわらず周囲の事情によって救うことのできない状態となったとき。

【3号廃用】 骨折、は行、両眼失明、牛伝染性リンパ腫、BSE若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって、使用価値を失ったとき。

【4号廃用】 盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して30日以上生死が明らかでないとき。

【5号廃用】 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器（精巣、卵巣、卵管、子宮等直接の生殖器をいう。）の実質的な機能の喪失又は機能そのものには傷害はないとしても治癒の見込みのない生殖器の伝染性疾患によって、人工授精（種付け、精液採取）が不可能となったとき。

【6号廃用】 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期（当該家畜について現実に搾乳する期間をいう。）において明らかとなったとき。

【7号廃用】 牛が出生時において前肢湾曲症、軟骨形成不全等の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき。

イ 死廃共済金の支払額

次のAまたはBの計算値のうち、低い額を共済金としてお支払いします。

$$A = \left[\text{事故家畜の価額} - \left(\text{残存物の価額又は廃用家畜の価額} + \text{補償金等（除手当金）} \right) \right] \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$$B = \text{事故家畜の価額} - \left(\text{残存物の価額又は廃用家畜の価額} + \text{法令殺手当金} + \text{支援金} + \text{補償金等} \right)$$

≪残存物の価額≫ 枝肉価額（皮・内臓を含む）－ 処理経費

《廃用家畜の価額》 売渡価格 — 返還金(牛伝染性リンパ腫等の賠償金:生体取引に適用)

※Aの場合の残存物の価額は、事故になった家畜の評価額の2分の1を限度とします。

※生体での売渡価格が市場価格に比べ低額な場合は、廃用家畜の体重を基準とした再評価売渡価額とすることがあります。

※廃用家畜が食肉利用の場合に、残存物の価額が組合の定める基準額を下回るときは「残存物の価額」及び「廃用家畜の価額」は基準額を用いて価額を算出します(食肉等が全部廃棄となる時を除く)。

《基準額》 枝肉販売:基準単価 × 枝肉重量 — 処理経費

生体取引:基準単価 × 廃用家畜の体重×1/2 — 処理経費

◎死廃共済金支払限度額の適用

組合員ごとに過去3年間の被害率が農林水産大臣の定める率を超えた場合は、低減努力を促すため、翌年度の死廃共済金に支払限度額が設けられます(火災、自然災害、法定・届出伝染病による事故は限度対象から除かれます)。

ウ 疾病傷害共済の共済事故(共済金の支払対象となる事故)

加入家畜の疾病及び傷害について獣医師の診療行為を受けた場合に、農林水産大臣が定めた診療行為(病傷事故給付基準)に係る診療技術料及び直接費(医薬品等)を支払対象とします。

エ 病傷共済金の支払額と加入者の1割負担

共済掛金期間(責任期間:原則1年)ごとに加入者が選択した共済金額を限度として、診療行為に要した費用(診療費)の9割を共済金として診療獣医師又は加入者に支払います。また、人の健康保険と同様に自己負担として初診料を含む診療費全体の1割を加入者が診療獣医師等に直接支払います。

(3) 共済責任開始と共済掛金期間

ア 共済責任の開始と終了

長野県では月ごとの責任開始日統一のため、毎月2日を責任開始日としています(肉豚群単位引受方式は毎月2日と16日)。前日までに共済掛金を納入された場合に責任開始となります(猶予あり)。

家畜の異動がある場合は、包括共済関係では導入する家畜が飼養に至ったとき(飼養場所に車両等から降ろした時)から責任が開始し、譲渡する家畜は引渡したとき(飼養場所から車両等に乗せた時)に責任は終了となります(加入者が養畜の業務を譲渡、終了した場合を含む)。個別共済関係にあって個体ごとの出荷、死亡・廃用の発生以降に責任は終了します。

イ 共済掛金期間(責任期間)

牛、馬及び種豚については1年間。肉豚の農家単位引受方式は1年間、群単位引受方式は群ごとに加入した日から、出生後第8月の末日までとなります。

(4) 共済金額(補償金額)

共済金額は共済掛金期間中に組合が支払う共済金の限度額(補償金額)となります。

死亡廃用共済の共済金額は、毎年組合が定める1頭ごとの評価基準額(品種別・用途別・性別・月齢別に設定)により、包括共済家畜区分ごとの加入家畜の合計金額となる「共済価額」を算出し、共済価額の最大8割、最低2割(肉豚は4割)の範囲内で加入者が選択した金額とします。

疾病傷害共済の共済金額は、包括共済家畜区分ごとの「加入時の共済価額(1頭50万円限度)」に農林水産大臣が定める病傷共済金支払限度率を乗じて算出される支払限度額を上限として加入者が選択した金額とします。

(5) 共済掛金等

ア 死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済掛金率

料率地域(都道府県等)ごと、共済目的の種類ごとに、直近の3ヵ年の被害率をもとに国が算定して長野県農業共済組合の共済掛金率として告示されます。※3年ごとに改定されます。

イ 危険段階別共済掛金率

告示された共済掛金率を基に加入者ごとの共済掛金率を設定します。加入者への過去の共済金支払実績(過去20年間の損害率)に応じて、掛金に20段階の格差を設け包括共済の共済目的ごとに毎年設定します。※20段階の最上位と最小位の格差は概ね4倍を超える設定となります。

ウ 農家負担共済掛金と国庫負担

共済掛金への国庫負担は、牛・馬 50%、豚 40%です。※負担限度額があります
個々の加入者が負担する農家負担共済掛金は次のように算出されます。

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{危険段階別共済掛金率(個別)} - \text{国庫負担掛金}$$

※ 掛金の他に業務量に応じた事務費(賦課金)の負担をいただきます。

令和2年度主な単価 (1頭当たり)	死亡廃用共済 (搾乳牛/150円・育成肥育牛/50円・種豚/200円) 疾病傷害共済 (乳用牛/1,950円・肉用牛/1,200円・種豚/150円)
----------------------	---

エ 共済関係解除の申出

農業経営収入保険への加入や養畜業務の中止を組合員等が申し出た場合は、事実関係の確認を行った後、共済関係の解除(加入中止)できます。※未経過期間の共済掛金は還付されます。

(6) 共済掛金等の払込みに関する事項(共済掛金等払込方法、共済掛金等払込期間)

ア 共済掛金等払込方法

共済掛金の払込みは原則口座振替とします。払込期日及び納入金額は家畜共済掛金納入告知書で通知します。

イ 共済掛金等の払込期限猶予期間

- (ア) 新規加入及び継続加入の共済掛金等の払込期限は共済掛金期間の開始する月の1日となります。
- (イ) 責任開始日から2週間までを猶予期間とします。※猶予期間内に納入がない場合は翌月に改めて加入することになります。
- (ウ) 共済掛金の分割納入を選択した場合の第2回目以降は分割納入告知書に記載された払込期日を期限とします。翌日から2週間を猶予期間とします。
- (エ) 共済掛金期間中に共済金額を増額する場合の共済掛金の払込期限は次のとおり。
 - 《死亡廃用共済》 飼養頭数に著しい異動のあった日から1か月以内。
 - 《疾病傷害共済》 異動(飼養頭数増)のあった日から2週間以内に増額の申し出がでます。
払込期限は申し出のあった日から2週間以内となります。

(7) 共済関係の解除に関する事項

ア 共済関係の解除(組合が加入中の共済関係を解除する場合)

組合員が「告知義務(損害発生の可能性等に係る告知)に違反した場合」あるいは「共済金の給付を目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合」に該当した場合に、組合は当該組合員との共済関係を将来に向かって解除することができます。なお、共済事故発生後に共済関係を解除した場合であっても、当該共済事故が義務違反等に基づかないことを組合員が証明した場合を除き、組合には共済金を支払う責任を負いません。また、既に共済金を支払っていたときは返還をいただく場合があります。

2. 「特に注意いただきたい事項」

(1) 共済金の支払に「該当しない」、「できない」場合があります。

【共済金の支払に該当しない場合】

ア 共済金支払いの限度額等

＜死亡廃用共済＞

組合員が選択した共済金額(補償割合)が事故ごとの共済金及び共済掛金期間の累計支払の限度額となりますので、損害額が限度額を超えた場合の超過部分は共済金支払いの該当となりません。

また、過去3年間の被害率が国の定める率を超えた組合員には、共済金額を下回る支払限度額が設けられます。大幅な事故低減ペナルティとなりますので、加入時に必ず該当の有無及び支払限度額についてご確認ください。(火災、自然災害、法定・届出伝染病による事故は限度対象から除かれます)。

＜疾病傷害共済＞

(ア) 病傷事故給付基準以外の診療行為(対象外診療)は共済金支払いの該当となりません。

(イ) 診療費(初診料含む)の9割が共済金支払となります。1割部分は自己負担となりますので共済金支払いの該当となりません。

(ウ) 組合員が選択した共済金額(給付限度額)が共済掛金期間の病傷共済金累計支払額の限度となりますので、診療費の累計額が限度額を超えた場合の超過金額は共済金の該当となりません。

◎ 病傷事故給付基準の内容については組合及び診療獣医師にご確認ください。

【共済金を支払いできない場合(免責等)】

ア 共済掛金の払込み遅延

(ア) 共済掛金を分納する場合において、正当な理由(災害等)がないのに、第2回目以降の払込みを遅滞したとき。 【払込期限から払込時までの間の発生事故について:全部免責】

(イ) 死亡廃用共済に係る共済金額等の変更において、正当な理由がないのに掛金の払込みを遅延した場合。 【異動の日から掛金の払込までの間の発生事故:全部免責】

(ウ) 死亡廃用共済に係る期末調整時に、正当な理由がないのに掛金の払込みを遅延した時。

【次の共済掛金期間の払込期限後から掛金の払込みまでの間の発生事故:全部免責】

イ 待期間中の事故

新に共済責任期間が開始した家畜(導入畜)については開始後2週間(待期間)の間に事故があっても、事故の原因が責任期間の開始後であることが明確でない場合は 【全部免責】

※ 但し、導入先が家畜共済(県内、他都道府県)に加入していた場合は待期間の適用はありません。

ウ 牛伝染性リンパ腫に係る義務違反

(ア) 感染拡大防止措置(注射針等の交換、器具消毒管理)の不実施。 【4割免責】

(イ) と畜後廃用事故の事故発生通知遅延(3日超過)。 【1割免責】

エ 廃用認定前のと殺又は譲渡

廃用事故申請する家畜を組合の認定審査前にと殺又は譲渡とした場合。 【全部免責】

オ 飼養管理の重大な過失による事故

(ア) 飼養管理について故意又は重大な過失による事故の場合。 【全部免責】

(イ) 競馬法による競馬出走中の事故の場合。 【全部免責】

カ 組合員の告知義務違反

組合員(加入者)から組合に(告知)通知する義務がある事項です。通知義務を怠ることや悪意若しくは重大な過失での不実の通知により適正な引受及び事故確認ができない場合は共済支払の免責(全部又は支払の一部を免れること)や共済関係の解除となる場合がありますのでご注意ください。

◎加入申し込み時の家畜及び飼養状況

既に発生している疾病傷害や飼養管理方法について、通知をしない又は不実の通知をした場合。

(ア) 共済目的の種類(包括共済関係にあつては包括共済家畜区分)

- (イ) 家畜の頭数
- (ウ) 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。
- (エ) 他人の所有する家畜の加入(賠償責任の有無)

◎家畜の異動があったとき

《死亡廃用共済》 次の異動が生じた場合には遅滞なくその旨を組合に通知しなければなりません。

- (ア) 農場の譲受け、畜舎の増築等養畜の業務に著しい変更に伴う譲受けがあった場合。
- (イ) 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする場合。(火災及び自然災害等)
- (ウ) 養畜業務の規模の著しい変更に伴い共済目的の家畜を飼養しなくなった場合。

《疾病傷害共済》 次の異動が生じた場合に、共済金額(給付限度額)の変更を希望するときは、異動発生日から2週間以内に申し出をしなければ共済金額の変更はできません。

- (ア) 共済目的の家畜を飼養することとなった場合。
- (イ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的の家畜を飼養しなくなった場合。

◎加入家畜に共済対象の診療行為等が発生したとき。

- (ア) 組合と指定獣医師契約がある開業医等が診療した場合は、獣医師に通知義務があります。
- (イ) 診療が転機した場合は診断書の提出義務があります。原則獣医師が対応しています。

◎加入家畜が死亡又は廃用事故となったとき。

- (ア) 遅滞なく通知してください。また、死亡事故は獣医師の診療(検案)を受け、廃用事故は原則組合獣医師の認定が必要となりますのでご注意ください。
- (イ) 普通出荷や譲渡し家畜が、と畜後廃用事故(牛伝染性リンパ腫又はBSE)と診断された場合。関係書類の証明により共済対象事故となります。

◎加入家畜を放牧や共進会に出品するとき、去勢その他重大な手術をするとき。

◎疾病・傷害の集団発生があるとき、家畜の行方不明になったとき。

キ 通常すべき管理、その他の損害防止義務を怠った場合

- (ア) 畜舎等の施設の管理(設備、火災防止等)
- (イ) 飼養家畜の管理(飼養衛生、護蹄、繁殖、病畜看護等)
- (ウ) その他の損害防止(放牧や共進会出品、重大な手術等の通知に対する組合指示等)

ク 損害防止の指示違反

組合が費用負担する地域的な損害防止実施を怠った場合。

ケ 病傷事故発生通知又は病傷事故診断書の提出遅延

疾病傷害共済に係る病傷事故発生通知又は病傷事故診断書の提出遅延が発生した場合に通知義務対象者(原則診療獣医師)に遅延期間により段階的に免責を適用します。

※ カ〜ケについては、指導及び免責猶予を行い、次回以降に免責を適用します。また、義務違反の度合いによる免責割合を適用します。

【共済金の返還をいただく場合】

- (ア) 死亡廃用共済では、当該共済掛金期間(責任期間)中に共済金支払限度額の適用となる組合員にあっては、責任期間中の飼養頭数が期首加入頭数より少なくなったこと等により支払限度額が期末調整により減少した場合に、既に支払った共済金が調整後の限度額を超える場合。
- (イ) 既に共済金の支払いが終了した共済事故について免責の該当が明白となった場合。

【共済関係(加入)を解除する場合】

- (ア) 牛トレーサビリティ法に基づく届出等が適正に行われず、個体情報の確認が困難な場合。
- (イ) 牛トレーサビリティ法に基づく個体情報の組合提供を拒んだ場合。

(2) 共済掛金等の払込猶予期間、共済契約の失効

新規又は継続加入をする組合員は、新たな共済掛金期間の開始する前日(月の1日)までに、共済掛金を組合に払い込まないませんが、翌日(月の2日)から2週間を猶予期間としています。掛金等の払込がなく猶予期間を経過したときは、その共済関係は猶予期間の初日から効力を失います。また、新たに加入する場合の期間開始は翌月以降の月の2日からとなります。

(3) 廃用事故の主な留意事項

(ア) 慢性的な疾患(関節炎、放線菌症等)については治療経過のないものは廃用なりません。

(イ) 乳房炎による廃用は、責任期間(継続加入含む:以下同じ)開始後の発症が確認されているものとします。また、獣医師の指示がない自家治療のみの場合は廃用なりません。

廃用対象となる罹患分房数(盲乳、漏乳、乳頭損傷等を含む)は3分房以上とします。

(ウ) 繁殖障害による廃用は、責任開始後に分娩または妊娠の事実があること。また、分娩後3ヵ月以内に検診または授精を受けていることが要件となります。

(エ) 自家出荷した牛が、と畜場で牛伝染性リンパ腫と診断された場合は廃用事故の対象とします。ただし、全廃証明書を組合員が受け取って3日以内に組合へ通知が必要です。

- ・ 家畜商や市場等で生体取引した後に判明した場合は、家畜商等が加入者に損害賠償請求がされた場合に共済金を支払います。
- ・ 牛白血病による死廃事故については、組合が感染拡大防止措置の実施状況を現地において確認するものとし、通常すべき管理等が怠ったとして認められた場合は免責対象とします。

「重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則」による重要事項のお知らせ

重 要 事 項 説 明 書

平素は、NOSA I をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了承のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

1 「金融サービスの提供に関する法律」に基づく説明

農業共済制度は、農家と国が「掛金」を出しあって共同準備財産を造成しておき、事故や災害にあったときに損害の補償をするための「共済金」を支払うという、相互扶助を基本として農業保険法で裏付けられている唯一の制度です。行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っております。

しかしながら、大災害が発生し、長野県農業共済組合の各事業の積立金の状況によっては万が一、お支払いする共済金が削減されることがあります。

2 「個人情報の保護に関する法律」に基づく説明

加入者の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び個人情報保護委員会のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- ・引置推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- ・補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- ・その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用

個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人または代理人確認を実施したうえで対応します。

3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと忍び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が無催告で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。